（地域交通室及び旅客運送適正化推進室並びに地域交通対策官、バス事業活性化調整官及びタクシー事業活性化調整官）

第九十条　（略）

2　地域交通室は、旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（総務課及び地域交通対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（削る）

3～5　（略）

6　地域交通対策官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　自家用自動車の使用に関すること（総合政策局及び貨物流通事業課の所掌に属するものを除く。）。

7・8　（略）

（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官、国際協力調整官及び海技試験官）

第九十五条　（略）

2～9　（略）

10　外国船舶監督業務調整室は、船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する基本的な事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

11～18　（略）

（地域交通室及び旅客運送適正化推進室並びに地域交通対策官、バス事業活性化調整官及びタクシー事業活性化調整官）

第九十条　（略）

2　地域交通室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（総務課及び地域交通対策官の所掌に属するものを除く。）。

二　自家用有償旅客運送に関すること。

3～5　（略）

6　地域交通対策官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　自家用自動車の使用に関すること（貨物流通事業課及び地域交通室の所掌に属するものを除く。）。

7・8　（略）

（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官、国際協力調整官及び海技試験官）

第九十五条　（略）

2～9　（略）

10　外国船舶監督業務調整室は、船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する基本的な事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

11～18　（略）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百三十人以内を置く。

2　（略）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百二十七人以内を置く。

2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次項の規定　公布の日

二　第九十五条の改正規定　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日（令和七年六月二十六日）

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

2　国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条中国土交通省組織規則第九十五条の改正規定を削る。

○国土交通省令第七十三号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十五日　　国土交通大臣　中野　洋昌

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（企画部に置く課等） **第十四条**　企画部に、次の三課及び一室並びにサイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官、インフラ情報高度利用技術研究官及び基準研究官それぞれ一人を置く。 企画課 研究評価・推進課 施設課 国際研究推進室 （研究評価・推進課の所掌事務） **第十六条**　研究評価・推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　研究評価に関すること。 二～五　（略）	（企画部に置く課等） **第十四条**　企画部に、次の三課及び一室並びにサイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官、インフラ情報高度利用技術研究官、評価研究官及び基準研究官それぞれ一人を置く。 企画課 研究評価・推進課 施設課 国際研究推進室 （研究評価・推進課の所掌事務） **第十六条**　研究評価・推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　研究評価に関すること（評価研究官の所掌に属するものを除く。）。 二～五　（略）